

2016年11月15日

厚生労働大臣 塩崎恭久様  
兵庫県知事 井戸敏三様

## 精神保健指定医の資格不正取得に関する要望書

兵庫県精神福祉家族会連合会  
会長 米 靖弘



今回の事件は、何よりも精神疾患を持つ方に対する著しい人権侵害であるといわざるを得ません。また、精神科医療の社会的信用を貶める重大な禍根を残しました。

医療保護入院や措置入院という制度があります。両者とも、精神障がいがある人が、自傷他害をしていないのに、その恐れがあるということだけで自分の意志によらず強制的に入院させられる制度です。

精神保健指定医は、その入院が、必要か必要でないかを判定するとき、現行の精神保健福祉法では、医療保護入院は一人で判定し、措置入院の場合は、異なる病院の二人の判定が必要です。

一市民である患者の人権と人生に重大な影響を与える強制入院を決める責任の重さを考えるとき、今回のような不正を行う医師が指定医の資格を受けられることに、大きな驚きを感じています。

もちろん、今日まで各病院に信頼を寄せて診療を受けていた患者や関係者の衝撃は計り知れず、患者が納得できる滞ることない診察、医療体制を要請します。

精神障がいがある人への偏見をさらに強めないかと危惧を抱いています。すなわち、精神科医療が、いい加減なものだという印象を与え、そのような精神科医の判断で入院・退院を決めているとすれば、退院した危険な精神障がい者がいるかも知れないという疑念を一般の人に引き起こす可能性があるということです。

よって、私たちは、下記の3項目の早期改善を強く要望します。

### 記

1. 不正を犯した病院については、その不正が発生した原因について調査、報告を要請すると共に、再発防止についても要求してください。  
又、不正を犯した医師については、厳正な処分を公表すると共に進めてください。
2. 精神保健福祉法の医療保護入院の規定については、人権を守る立場から、精神保健指定医一人の判定で決める現行の規定を改善する必要があります。精神保健指定医は、全国に1万人しかいないと聞いていますが、増やさなければなりません。また、その入院決定に際しては家族等のいずれかの同意が必要とされていますが、家族ではなく、しっかりした人権擁護機関を設置し、その同意を必要とする規定に変えるべきです。
3. 精神保健指定医の制度を市民に身近な制度にするためには、学校教育の中で、精神疾患や精神障がいについての知識を、児童・生徒や教員、保護者に伝える必要があります。教育委員会等から精神障がいに関する教育を更に徹底するように要望します。